

SCB 海外 Special Report
海外ビジネス相談ニュース
Vol.263



信金中央金庫 海外業務推進部

SHINKIN CENTRAL BANK
International Business Division

2025 年 12 月発行

本号の内容

1. 海外トピックス：中国、ベトナム、タイ
2. 特集：インド・ビジネストピック（現地出張レポート）
3. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：オーストラリアの商標登録について

1. 海外トピックス

■ 中国：日本に対する入国ビザの免除措置期限を延長

外交部は 11 月 3 日、日本を含む 45 か国に対するビザ免除措置について 2026 年末まで延長することを発表しました。日本については、従前の 2025 年末から 1 年間の延長措置となり、一般旅券保持者はビジネス、観光、親族・友人訪問、交流、トランジットを目的とした 30 日以内の中国国内滞在について、ビザ取得が引き続き不要です。

■ ベトナム：工業団地への進出に関する投資優遇措置を見直し

ベトナム国会は 6 月 14 日、改正法人所得税法（No. 67/2025/QH15）を可決しました。これまで工業団地への進出等による投資は一律で法人税優遇（2 年の免税、4 年間の 50% 減税）の対象でしたが、10 月 1 日施行の改正法により、工業団地への投資は国が指定する「経済的に困難な地域」等を除き、単なる立地を理由とした優遇はなくなります。

■ タイ：アルコール飲料の販売に関する規制緩和措置等が発表

タイ政府は 12 月 2 日、アルコール飲料の販売について、それまで禁止していた午後 2 時から 5 時の時間帯における販売を 12 月 3 日から 180 日間許可することを発表しました。併せて政府は、消費者がアルコール飲料を、販売禁止時間を 1 時間超えても消費している場合、当該消費者は法令上の罰則対象となる旨も発表しました。

2. 特集：インド・ビジネストピック（現地出張レポート）

信金中金海外業務推進部には毎年、新規に海外拠点を設けたいという相談が一定数寄せられており、近年はインドに関する相談が増えています。こうしたニーズに対応するため、信金中金では現地調査を行っており、2025年9月にはデリー、チェンナイ、ムンバイを訪問し、既進出企業や専門家からインドの主要ビジネストピックを幅広くヒアリングしました。本稿では、その中でも話題に上がる多かった「BIS認証制度」、「税関機関SVB」、「近隣国投資規制」の3トピックについて、概要を説明するとともに、現地での声を紹介していきます。

(1) BIS認証制度

イ. BIS認証と取得手続き

BISはBureau of Indian Standards（インド標準規格局）の略で、製品の品質・安全性・性能に関する規格の策定と認証を担う機関です。

BIS認証を取得した製品は、インド独自の「インド規格(IS:Indian Standards)」に適合していることが保証されます。原則として任意認証ですが、各省庁が発出する品質管理命令(QCO:Quality Control Order)で指定された強制認証対象品目については取得が義務付けられており、未取得の製品は輸入・国内販売ができません。対象は自動車部品、電気製品、化学製品など多岐にわたり、年々拡大しています。

BIS認証の取得手続きは、次のような流れで進みます。

- ① 製品が強制認証対象品目に該当するか確認
※BISのWEBサイト、QCOの調査、ISの参照等
- ② 現地代理人(AIR(Authorized Indian Representative))の任命
※インドに現地法人等を有さない場合に必要で、当局との交渉窓口となる
- ③ BISによる書類等の審査(オンライン申請)
- ④ BISによる製品製造工場への訪問検査、BISが指定する試験場での製品試験
※国外企業の場合、BIS職員による出張訪問を受ける。出張費用はBIS認証取得を申請した企業の負担となる。
- ⑤ 必要な認証等の発行
※現地専門家によれば、国外企業の場合、①から⑤までのプロセスには6か月以上かかるとのこと。特に④の訪問検査のスケジュール管理が肝要とのこと。

BIS認証の取得にあたっては、多くのステップを経る必要があること、また要求にあった書類を作成する必要があることから、専門家によるサポートを受けながら手続きを進めることができます。特に国外企業の場合は、現地代理人を任命する必要があるため、手続きのハードルが非常に高くなっています。

ロ. 現地進出企業・専門家からの声

- ・新規の受注が増えた。BIS認証の影響で、インド所在の外資企業が、これまで輸入していた部材を国内調達に切り替えるところが増えたため
- ・材料の調達コストが上昇した。ある材料Xを現地に所在する商社より購入していたが、BIS認証の影響からその部材Xがインドへ輸入できなくなった。価格の高い代替品である輸入部材Yを購入せざるを得なくなつた。

(2) 税関機関 SVB

イ. SVB について

SVB (Special Valuation Branch) はインド税関の評価専門部門で、バンガロール、チェンナイ、コルカタ、デリー、ムンバイの税関に設置されています。

国内の輸入者と国外の輸出者がインド法上の関連者に該当する場合（出資関係、一方の役員・取締役が他方を兼務、名称の類似など）、その関係が輸入価格に影響していないかを調査・評価します。

輸入の際には税関へ申告書等を提出しますが、税関が関連者間取引と判断した場合、SVB 調査を指示することがあります。調査結果によっては輸入価格の修正が生じ得るため、関連者間取引であることを事前に把握している企業は、価格の妥当性を疎明できる十分な資料をあらかじめ準備しておくことが重要です。

ロ. 現地進出企業・専門家からの声

- 事務手続きが煩雑。日本の親会社より半製品を輸入しているが、SVB の調査対象になる可能性があるため、妥当な価格だということを示すための資料準備に手間がかかるほか、当局対応にも骨が折れる。

(3) 近隣国投資規制について

イ. 近隣国投資規制の概要

インド政府は 2020 年 4 月、陸上国境を接する国からの投資については、業種を問わず政府の事前許可が必要である旨の規制を発表し、現在に至っています。この規制が一般的に近隣国投資規制と言われています。

規制発表前は、パキスタンとバングラデシュのみが全業種で事前承認の対象でしたが、規制改正により中国（香港・マカオを含む）、ネパール、ブータン、ミャンマー、アフガニスタンへ拡大されました。この措置は、政治的な問題や国内企業保護の観点から、中国からの投資を抑制することを目的としたものとされています。

この規制は、投資主体の所在・国籍に加え、実質的所有者が近隣国に所在する場合にも適用されます。間接株主や最終受益者に中国をはじめとする隣国等の関係者が含まれる場合、事前許可が必要となる可能性があることから、新規にインドへの投資を検討する際は、出資構造の精査と早期より手続きを準備することが重要です。

ロ. 現地進出企業・専門家からの声

- 過当競争を回避できている。近隣国投資規制の結果として、中国企業の新規参入が抑制されている。既に操業する日本企業にとって、無益な価格競争を避けることができるため、事業に集中しやすい環境が生まれている。
- 香港からの投資は、近隣国投資規制によって事前許可制度となっている。ただし、規制当局が要求する書類を揃え、適切な説明を行えば、時間はかかることがあるが許可の取得は可能である。

以上で説明した 3 トピック以外にも、インドでは多くの実務上で留意するべき点があります。最新動向の把握と適切な準備を行うことが、現地での円滑な事業運営に資するものと思料されます。本稿に関してご不明な点がございましたら、お取引のある信用金庫を通じて当部までお問い合わせください。

3. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：オーストラリアの商標登録について

Q 自社製品をオーストラリアで商標登録したいと考えています。現地での手続きと留意点を教えてください。

A オーストラリアで商標登録をする場合、必要書類等を揃えた後、当局である IP オーストラリアへオンラインで出願することが一般的です。日本で既に商標出願および商標登録をしている場合、特許庁に国際出願(マドプロ出願)を行う方法もあります。

1. 国内出願

(1) 出願手続き

商標登録の出願者は、オーストラリアまたはニュージーランドに住所（送達宛先）を有している必要があります、ない場合には代理人を通じて出願する必要があります。申請予定の商標については、事前に重複等がないか確認することも必要です。

出願は、IP オーストラリアのサイトよりオンラインで行います。その際、予定している商標の有効性についてフィードバックを得られるサービスも選択可能です。

(2) 審査と完了後の登録について

出願後の審査期間は通常 3～4 か月ですが、商標が第三者により侵害されている、またはそのおそれがある場合等には、必要書類等の要件を揃えれば早期審査を依頼することができます。審査が完了すると、オーストラリア商標公報 (AOJTM) およびオーストラリア商標検索 (IP オーストラリア) に 2 か月間公告されます。公告期間中に、異議申し立てがない場合、異議申し立てがあつても反論等により克服できた場合には、商標登録手続きは完了し、出願日を起算日として 10 年間権利が保護されます。

2. 国際出願(マドプロ出願)

オーストラリアは、日本と同様にマドリッド協定議定書締約国であるため、日本で既に商標出願または商標登録がある場合、特許庁に国際出願をすることが可能です。

出願後は、特許庁、WIPO（世界知的所有権機関）にて審査が行われ、いずれも問題がなければ国際登録簿に記録されます（期間は、特許庁への出願から約 6 か月程度）。

国際登録簿への記録後、オーストラリア国内での審査に移行します。完了すると国際登録日から 10 年間が同国での権利期間となります。国際登録の期間内(登録日から 10 年、更新可)であれば、指定国（マドリッド協定議定書締約国）を追加する事が可能なため、複数国での商標登録を検討する際に有効であるとされています。

<編集・発行>
信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。
また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。

なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。